

# 東信こどもソーシャルワーク研究会規約

(名称)

第 1 条 この会は、東信こどもソーシャルワーク研究会(以下本会)と称する。

第 2 条 本会の事務所は、上田市保野 219 に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、様々な困難を抱えているこどもや親の現実と向き合い、安心基地を作り、自律に寄り添うことを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. こどもたちに一人の人間として正面から向き合う。
2. 定期的にケース検討会をする。
3. 家族・親族・友人・民生委員・支援者のネットワークを作り、対話する。
4. 不登校や引きこもりなどの人には、訪問し、本人や家族などに寄り添う。
5. 社会に出るまでの息の長い支援をする。

(会員)

第 5 条 本会の会員は第3条の目的に賛同し入会した者とする。

(入会・退会)

第 6 条

1. 入会しようとする者は、その旨を共同代表または会員に申し出る。
2. 退会は共同代表または会員に申し出るにより任意に退会することができる。

(役員の数)

第 7 条

1. 本会に次の役員を置く。
  - (1) 共同代表 複数名
  - (2) 幹事 若干名
  - (3) 事務・会計 1名
  - (4) 監事 1名
2. 役員は総会において選任する。
3. 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員職務)

第 8 条 役員職務は次の通りとする。

1. 共同代表は本会を代表して、会務を統轄する。
2. 幹事は共同代表を補佐し、これに事故があるとき又は欠席の時はその職務を代行する。
3. 事務・会計は本会の事務会計業務を掌握する。
4. 監事は会計を監査し、総会で報告する。

(会議)

## 第 9 条

1. 総会は定例総会と臨時総会とし、定例総会は毎年5月に開催し臨時総会は必要に応じ開催する。

2. 役員会は適時必要なときに開催する。

(会議の開催)

第 10 条 会議は会議出席者をもって開催することができる。

(議決の定数)

第 11 条 会議の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。

(総会の議決事項)

第 12 条 総会は次の事項を議決する。

1. 事業計画の承認
2. 予算及び決算の承認
3. その他代表が付議した事項

(役員会)

## 第 13 条

1. 役員会は役員をもって構成する。ただし監事を除く。

2. 役員会は総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(会計)

第 14 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31に終わる。

(剰余金の処分)

第 15 条 毎年度末において剰余金が生じたときは、その全部もしくは一部を翌年度に繰り越すかまたは積み立てるものとする。

(規約の撤廃)

第 16 条 本会の規約は総会の出席者の3分の2以上の同意を得て改廃することができる。

(委任)

第 17 条 この規約に定めるものの他、必要な事項は役員会の議決を得て、代表が定める。

附則

この規約は2023年4月1日から施行する。